

- 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「**自然共生サイト**」として認定する仕組みを2023年から開始。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、2024年4月に「**地域生物多様性増進法**」を制定（2025年4月施行）。自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を**維持**する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を**回復・創出**する活動も認定の対象に追加。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）の概要

■ 背景

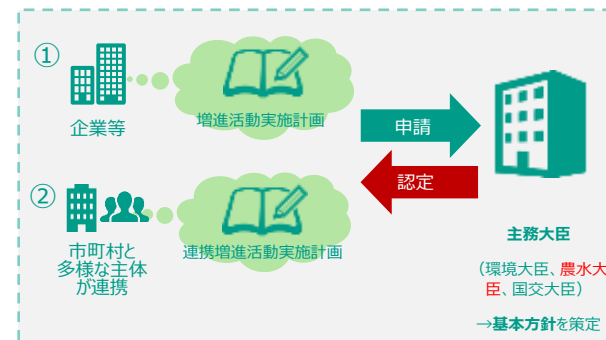
- 令和4年12月に**新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」**が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」**の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

・増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった**生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」**を作成し、主務大臣が認定（企業等は情報開示等に活用）。
 - ② **市町村**がとりまとめ役として**地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」**として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。



令和8年度第2回認定

- 10月30日に新たに**122か所**（うち農林水産業・農山漁村関係97か所）を認定。
- 地域生物多様性増進法の施行後、**合計545か所**の自然共生サイトを認定（うち農林水産業・農山漁村関係422か所）（2026年10月末時点）。

■ 自然共生サイト（令和8年10月末時点）

	法施行後に認定された自然共生サイト			
	移行		新規	
令和7年度	126か所	1.2万ha	241か所	2.3万ha
	計367か所、3.5万ha			
令和8年度第1回	14か所	1.7万ha	42か所	0.4万ha
	計56か所、2.1万ha			
令和8年度第2回	32か所	5.1万ha	90か所	0.8万ha
	計122か所、5.9 万ha			
総計	計545か所11.4 万ha			

※移行：法施行前に認定されたサイトのうち、法施行後に改めて認定されたサイト
※法施行前と合わせると、計700か所、12.7万ha

■ 農林水産業・農山漁村に関するサイト数（令和8年10月末時点）

令和8年度第2回認定

地域生物多様性増進法施行後の総計



※農林水産業・農山漁村に
関係するサイト：
実施区域の生態系タイプ
が農地、森林、沿岸域に
属するサイト。重複除く。

■ 自然共生サイトの例



泉ヶ岳ふもと すずめ農園
（宮城県）



市民参加型による人工林の
多様性を高める森づくり
（神奈川県）



瀬戸内町 ネリヤカナヤの海
（鹿児島県）